

広島県告示第八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、三次市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、三次市長から届出があつた。

平成二十一年一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

町名等		上 欄		町名等		下 欄	
東酒屋町		字	地 番	東酒屋町		字	
君田町 東入君		妻之神	一〇七の五から一〇七の八及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の一部	東酒屋町		轆轤谷	
後原		三の二、三の四、三の一八、三の一九		松ヶ瀬			
向松ヶ瀬		一九九の一、二〇〇の一		南原			
大柳		三五四の一の一部、三五九の二、三五九の三 三六五		本郷			
本郷		三八一の一、三八一の二 六一二		池之内			
南原		六三八の四 六九二の四		大柳			
池之内		七六三の一		宮ヶ瀬			
				大柳			